

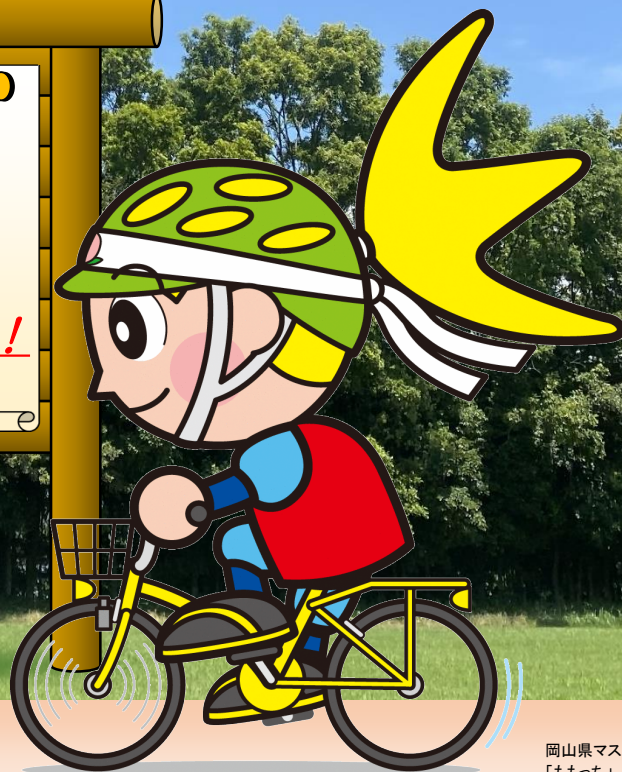
岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。

(岡山県自転車条例)

令和6年3月22日施行

🚲 自転車の利用は
ルールを守って安全に！

🚲 令和6年10月1日から
自転車保険(※)の加入義務化！



岡山県マスコット
「ももっち」

自転車の安全利用

(※) 自転車保険(自転車損害賠償責任保険等)～自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいいます。

自転車貸付業者(注)の方は、自転車の安全で適正な利用の促進に関して、次のことに努めましょう。

【いずれも努力義務】

- 貸出の機会を通じた、利用者への声掛け、ポスターの掲示、チラシ配布等による自転車の安全で適正な利用の促進に関する情報の提供
- 貸出自転車の点検整備

(注) 自転車貸付業者への該当性については、有償・無償に関係なく、反復継続して利用者に自転車を貸し付けているかどうかで判断されます。レンタサイクル・シェアサイクル事業者はもとより、シェアサイクルを運営する市町村や継続的にレンタサイクルのサービスを行うホテル等も対象になります。

友人同士の自転車の貸し借りなど一時的な自転車のレンタルで、反復継続性が想定されないようなものは対象外です。

自転車保険への加入義務化等

令和6年10月1日スタート！

- 自転車利用者が加害者となる交通事故で、相手を死亡させたり重大なケガを負わせたことにより、裁判で1億円近い賠償を命じられるなどの高額賠償事例が多数出ています。
- 万が一の加害事故に備えて、自転車利用者(未成年の場合は保護者)・自転車を事業に用いる事業者・自転車貸付事業者の方は、自転車保険への加入が必要です。
- 自転車貸付事業者の方は、自転車を貸し出すときには、利用者に対して、その自転車の利用に係る自転車保険の内容についての情報を提供するよう努めましょう。

【努力義務】

情報提供をすることにより、利用者が条例に違反していないことの確認につながるとともに、利用者への自転車保険への加入の必要性の周知につながります。



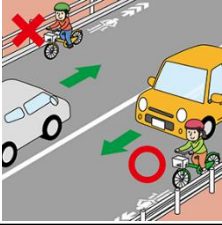
岡山県マスコット「うらっち」

※ 岡山市では、令和3年4月に「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が施行されており、同条例により、自転車利用者等の自転車保険への加入義務等が定められています。同条例中に、岡山県自転車条例で定める規定に相当する規定がある場合は、岡山市では、岡山県自転車条例の規定は適用されません。

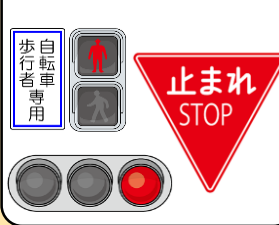
自転車の安全利用～自転車安全利用五則

自転車は「車両」です。車両の運転者として責任を自覚し、交通ルールをしっかりと守りましょう。

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



岡山県マスコット
「ももっち・うらっち」

自転車保険について

令和6年10月1日から加入義務化！

【自転車貸付事業者向け】

- 施設賠償責任保険

【注意】借受人の不注意等による事故も補償対象となるよう保険会社等と相談して加入する必要があります。

- 自転車の車両に付帯したTSマーク保険（点検基準日から1年間） 等

【個人の自転車利用者向け】

- 自転車向けの保険（共済）
- 自動車・火災・傷害保険（共済）等に付帯する個人賠償責任補償特約等
- クレジットカードに付帯する個人賠償責任補償
- 会社等の団体構成員向けの保険や、PTA・学校が窓口となる保険
- 自転車の車両に付帯したTSマーク保険（点検基準日から1年間） 等

自転車利用者の方へ～自転車保険への加入をチェックしてみましょう

- 新たに自転車保険への加入手続きをする前に、すでに加入している保険の内容を確認してみましょう。自転車の加害事故に対応しているかもしれません。
- すでに加入している保険が自転車の加害事故を補償の対象としているかどうか分からない場合には、保険証券を用意してご契約の保険会社等にお問い合わせください。

